

議会運営委員会会議録（2回目）

日 時 令和2年12月25日（金） 開会時刻 午後4時50分
閉会時刻 午後4時53分

場 所 議会運営委員会室

出席者 委員長 望月 勝 副委員長 古屋雅夫
皆川 巖 浅川力三 河西敏郎 白壁賢一 山田一功
永井 学 土橋 亨
議長 桜本広樹 副議長 杉山 肇

委員外議員 佐野弘仁 小越智子 望月利樹

欠席者 なし

執行部出席者 なし

議 題

1 動議の取り扱いについて

- 宮本秀憲議員から、委員会に付託した事件の審査に期限を付けるための動議及び11月定例会の会期を延長することを求める動議が提出され、所定の賛成者がいるので動議が成立した。
 - ついては、本会議の再開前に書面により提出された動議の写しを配付することとし、本会議の再開後、本動議を日程に追加し、先決事項である11月定例会の会期を延長することを求める動議、委員会に付託した事件の審査に期限を付けるための動議の順でそれぞれ議題にすることを諮り、決定した場合には、それぞれの動議を起立により採決することとされた。
 - それぞれの動議の採決の際に討論がある場合には、発言通告書を当委員会終了後、直ちに提出願う。
 - 討論の発言順序は、委員長に一任願う。
 - 発言時間は、各会派代表者会議の申し合わせにより、5分以内である。
- 以上、了承された。

2 動議が成立した場合について

- 委員会に付託した事件の審査に期限を付けるための動議が否決された場合には、本日の議事日程を継続することとするが、本動議が可決された場合には、本会議を一旦休憩し、県有地の貸付に関する調査及び検証特別委員会を開催することとされた。
 - また、同特別委員会終了後は議会運営委員会を開催し、知事提出議案第121号議案の取り扱いを協議することとされた。
 - 知事提出議案第121号議案の採決が行われる際に討論がある場合は、発言通告書を同特別委員会終了後、直ちに提出願う。
 - 発言時間は、各党派代表者会議の申し合わせにより、5分以内である。
- 以上、了承された。

3 本会議の再開時刻について

- 本会議の再開時刻は、午後5時15分とされた。

以上